

全体についての防火管理に係る消防計画作成チェック表

作 成 す る 内 容		必要項目	作 成 チェック
総則			
1	目的	○	
2	適用範囲	○	
3	管理権原の及ぶ範囲	◎	
4	防火管理の一部委託	▲	
管理権原者の責務			
1	管理権原者の責務	○	
2	統括防火管理者の選任	◎	
統括防火管理者の責務			
1	統括防火管理者の権限と責務	◎	
全体についての防火管理業務			
1	予防管理対策	◎	
2	自衛消防活動対策	◎	
3	地震対策	○	
4	教育	○	
5	訓練	◎	
添付別表類			
別表 1	防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表	▲	
別表 2	自衛消防隊の編成と任務（本部隊）	○	
別表 3	休日、夜間の自衛消防組織編成表	◎	
別図 1	管理権原の範囲を明示する図（各階平面図）	◎	
その他			

※ 全体についての防火管理に係る消防計画のチェック表です。全体についての防災管理に係る消防計画に関しては、本消防計画を見直し作成してください。

※ 上記「◎」は、法令上必要な項目。
 上記「○」は、計画作成の上、定めることが望ましい項目。
 上記「▲」は、該当する場合に定める項目。

〇 〇 ビ ル 全体についての消防計画

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、〇 〇 ビ ルの全体についての防火管理業務に必要な事項を定め、火災、地震その他の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 〇 〇 ビ ルに勤務し、出入りする全ての者
- (2) 防火管理業務の一部を受託している者

2 各事業所の管理権原の及ぶ範囲は、平面図等により明確に示すものとする。

(防火対象物全体についての防火管理業務の一部委託)

※ 防火管理業務の一部委託 [該当 ・ 非該当]

該当する方を○で囲む

第3条 防火管理業務の一部委託について該当の場合は以下のとおりとする。

防火対象物全体についての防火管理業務の一部を 〇 〇 警 備 に委託する。

2 委託方式及び受託者が行う防火管理業務の範囲と方法は、第1条のとおりとする。

該当する場合は委託先の会社名を記載

第2章 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 各事業所の管理権原者は、その権原が及ぶ範囲の消防計画を防火管理者に作成させ、防火管理上必要な業務を実施させる。

2 管理権原者は、統括防火管理者が防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務を適切に遂行できるよう相互に協力する。

(統括防火管理者の選任及び届出)

第5条 管理権原者は、統括防火管理者を協議して定め、防火対象物等の全体についての防火管理上必要な業務を行わせなければならない。

2 統括防火管理者は、〇〇 〇〇とする。

統括防火管理者の氏名を記載

第3章 統括防火管理者の責務等

(統括防火管理者の権限と責務)

第6条 統括防火管理者は、次の権限及び責務を有し、必要に応じて各管理権原者の指示を求めながら、防火対象物全体について防火管理上必要な業務を統括する。

- (1) 防火対象物の全体についての消防計画の作成、変更及び届出に関する事。
- (2) 消防計画に基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関する事。
- (3) 防火対象物の廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理に関する事。
- (4) 各事業所の防火管理者に対する指導、指示及び必要な報告に関する事。
- (5) 火気使用の制限及び禁止に関する事。
- (6) その他防火対象物の全体についての防火管理上必要な業務に関する事。

2 統括防火管理者は、防火管理者に対し、火災予防上必要な措置を講ずるよう指示することができる。

3 統括防火管理者は、作成又は変更した当該計画の内容を各事業所に周知する。

(各事業所の防火管理者)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指導、指示を遵守するとともに、防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告しなければならない。

2 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者が作成する全体についての消防計画に適合するよう、各事業所の消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。

3 各事業所の防火管理者は、相互に連絡を保ち、協力して防火管理業務を行わなければならない。

第4章 予防管理対策

(点検・検査)

第8条 各種点検及び検査は、次による。

- (1) 防火対象物定期点検 [該当 ・ 非該当]

防火対象物定期点検該当の場合、防火対象物の法定点検は、各事業所の管理権原の及ぶ範囲について各事業所の管理権原者の責任により行う。

- (2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、〇〇〇〇〇の責任により行い、〇月と〇月の年2回実施する。

イ 点検を実施する場合は、〇〇〇〇〇が立ち会う。

- (3) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、共用部分については、〇〇〇〇、各事業所の管理権原の及ぶ範囲については、各事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主検査は、法定点検実施方法、時期等は各事業所の計画による。

ウ 統括防火管理者は、消防用設備等・特殊消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても、併せて実施するように各事業所の防火管理者に指示する。

該当する方を○で囲む

共用部分の管理権原者等を記載

(4) 建物等の調査及び検査等

ア 建築基準法第12条に定める定期調査は、○○○○○の責任により行う。

イ 前アの調査を実施する場合は、統括防火管理者及び検査を行う部分の各事業所の防火管理者が立会う。

ウ 建物、火気設備器具、避難施設及び防火設備等の自主検査は、共用部分については、○○○○○の責任により行い、各事業所の占有部分については、各事業所の責任により行う。

エ 前アからウに規定する調査等の方法、時期等は、各事業所の消防計画に基づき行う。

(防火管理維持台帳の作成、整備及び保管)

第9条 各事業所の管理権原者は、前条で点検した結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳を作成し、整備及び保管しておく。

(不備欠陥箇所の改修)

第10条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の点検並びに建物等の検査で発見された不備欠陥箇所の改修等は、第8条各号の責任範囲により各事業所の管理権原者が行う。

2 前項の点検等を実施した結果、不備欠陥又は改修する事項がある場合は、各事業所の防火管理者は改修計画を樹立し、改修を行う。

(従業員の遵守事項)

第11条 当該建物に勤務し出入りする者が、火気を使用する場合及び避難施設に対する遵守事項等については、各事業所の消防計画に定める。

(工事中の安全対策)

第12条 複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該事業所の管理権原者のうち主要な者（以下「代表管理権原者」という。）は、統括防火管理者及び当該工事を行う各事業所の防火管理者が協力して「工事中の消防計画」を作成し、届出をする。

(放火防止対策)

第13条 放火防止対策は、各事業所の消防計画に定めるほか、統括防火管理者は次の対策を推進する。

- (1) 防火対象物内外の可燃物等の除去
- (2) 物置、空室、ゴミ集積所等における施錠管理の徹底
- (3) 挙動不審者の監視
- (4) その他必要な事項

(避難施設の維持管理等)

第14条 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理、収容人員の管理及び避難通路の確保に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。

2 統括防火管理者は、避難施設上に避難の支障となる物件を存置している状態を是正しようとし、防火管理者に対し、当該物件を撤去するよう指示することができる。

(危険物施設等)

第15条 危険物施設の保安管理及び保安体制については、各事業所の管理権原者の責任において定める。

第5章 自衛消防活動対策

(自衛消防隊)

第16条 火災、地震その他の災害等による人的又は物的な被害を最小限に止めるために、次により編成される自衛消防隊を設置する。

(1) 本部隊

本部隊は、指揮、初期消火、通報連絡、避難誘導、安全防護及び応急救護の各班を設け、これに必要な人員は各事業所が分担する。

(2) 地区隊

地区隊は、階、テナント等 単位としてそれぞれ消火、通報連絡、避難誘導等の各担当を設け、その編成と任務は各事業所の消防計画に定める。

2 自衛消防隊長は 〇〇 〇〇 とし、地区隊の隊長は 〇〇 〇〇 が定める。

3 自衛消防隊長は、その任務の代行者を定める。

4 本部隊の組織及び任務は、別表2によるものとし、その編成は自衛消防隊長が定める。

(自衛消防隊の装備)

第17条 本部隊の自衛消防活動等に必要な装備品等は、各管理権原者が共同して整備する。

2 装備品等

(1) 本部隊

消火器	〇 本	ヘルメット	〇 個
トランシーバー	〇 台	携帯用照明器具	〇 個
携帯用拡声器	〇 台	担 架	〇 基
ラジオ	〇 台	ロープ	〇 本

保有している装備品等の数を記載。
必要に応じて追記、修正してください。

保管場所を記載

(2) 地区隊の装備は、各事業所の消防計画等による。

3 本部隊の装備品等は、〇〇〇〇 に保管し、維持管理する。

(自衛消防隊長等の権限)

第18条 自衛消防隊長は、自衛消防隊が火災、地震及びその他の災害活動又は訓練を行う場合、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

2 自衛消防隊長の代行者に対しては、自衛消防隊長の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の一切の権限を付与する。

(地区隊長の任務)

第19条 地区隊長は、自衛消防隊長の指揮、命令のもとに地区隊を指揮総括する。

2 地区隊長は、担当地区に直接影響がないと認めたときは、本部において自衛消防隊長を補佐する。

(火災発生時の自衛消防隊の活動)

第20条 自衛消防隊の活動は、次によるものとする。

(1) 本部隊と地区隊とは、相互に連絡、協力して火災に対処する。

(2) 本部隊の活動は、防火対象物内すべての地区の火災等に対処するものとし、地区隊の各隊員と協力して、災害活動にあたる。

- (3) 地区隊の活動は、火災等の災害が発生した地区の地区隊が中心となり、当該地区隊長の指揮のもとに初動措置を講ずるものとし、その活動方法は各事業所の消防計画に定める。
- (4) 火災等が発生した地区以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令による活動を行う。
- (5) 消防隊が到着したときは、自衛消防隊長又は地区隊長が、防火対象物の構造、火災の延焼状況及び逃げ遅れの有無その他必要な情報を提供するとともに、出火場所への誘導を行う。

(休日、夜間等における防火管理体制等)

第21条 休日、夜間等における自衛消防隊組織は、別表3に示すところによる。

2 休日、夜間等に発生した災害に対しては、次の措置を行う。

- (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関に通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内の残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長、各事業所の防火管理者等の関係者に別に定める緊急連絡網により急報する。
- (2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況、逃げ遅れ等の情報、資料等を速やかに提供するとともに、出火場所への誘導を行う。
- 3 休日、夜間等に発生した災害に対しては、在館中の事業所の従業員が協力する。

第6章 地震対策

(地震予防措置)

第22条 統括防火管理者は、建物全体における地震に備えての予防措置として、事業所間の連携、消火器の増強、救出用の資器材の準備、保管等必要な措置を講ずる。

2 各事業所の防火管理者等は、地震による被害を未然に防止するために行う必要な措置について、各事業所の消防計画に定める。

(地震発生後の応急措置)

第23条 地震発生後、統括防火管理者は、本部隊に被害に対する応急措置を行わせる。

(地震発生後の報告)

第24条 各事業所の防火管理者は、被害の状況及び建物、火気設備器具等の点検の結果を統括防火管理者に報告する。

(地震時の活動)

第25条 各事業所は、情報収集、初期救助、初期救護、帰宅困難者対策等の地震時の活動について、事業所間の連携を図る。

2 地震時の出火防止、消火活動等は、地区隊がそれぞれの地区を受け持ち、本部隊は被害の最も大きい箇所を優先とするほか、情報収集、避難誘導等を行う。

(1) 情報収集

ア 本部隊の指揮班員及び通報連絡班員は、周辺の地区隊に連絡するとともに、その対応措置を講ずる。

イ 地区隊の通報連絡担当は、それぞれの地区の初動措置を行う。

(2) 避難誘導

ア 本部隊の避難誘導班員は、〇〇〇〇の緊急避難場所に誘導された

緊急避難場所を記載

分からない場合は、さがみはら防災ガイドブックなどで確認できます。

市のホームページに掲載してあります。

避難者を地区隊の避難誘導担当と協力し、指定避難場所へ誘導する。

イ 地区隊の避難誘導担当は、それぞれの地区の従業員等を 〇〇〇〇 の緊急避難場所に誘導し、その人員を把握し、本部隊の避難誘導班に報告する。

(地震及び警戒宣言発令時等の対策)

第26条 統括防火管理者は、地震災害の各種予防対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場又は報告を求めることができる。

2 統括防火管理者は、大規模な地震発生地震予代表管理権原者に報告するとともに、各事業所の(警戒宣言時の自衛消防隊本部隊の編成及び任務)

緊急避難場所を記載

分からない場合は、さがみはら防災ガイドブックなどで確認できます。
市のホームページに掲載してあります。

第27条 警戒宣言が発令されたときは警戒本部を設置し、自衛消防隊の本部隊は、別表2に定める任務を行う。

2 休日、夜間等に警戒宣言が発令されたときは、別表2に定める任務を休日、夜間の自衛消防隊員と在館中の従業員全員が協力して行う。

(営業方針)

第28条 警戒宣言が発令された場合の各事業所の営業は、各事業所の消防計画に定めるものとするが、原則として営業を中止する。

(情報の収集、伝達)

第29条 情報の伝達は、報道機関等からの正確な報道をもとに自衛消防隊長等が確認のうえ、放送設備等を使用し、来館者等に伝達する。

第7章 教育

(教育)

第30条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対して、定期的に防火管理業務に必要な知識、技術を高めるための教育を行う。

2 従業員に対する教育は、各事業所の消防計画による。

(教育の内容)

第31条 統括防火管理者は、防火管理業務に従事する者に対し、次の教育を行う。

- (1) 本計画等の周知徹底
- (2) 各事業所の責任範囲とその業務
- (3) 自衛消防隊の編成とその任務
- (4) 消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・防災設備等の機能及び取扱要領
- (5) 地震対策に関する事項
- (6) その他防火管理上必要な事項

該当する方を○で囲む

(防災センター業務従事者)

※ 自衛消防組織の設置(消防法8条の2の5) [該当 ・ 非該当]

第32条 上記該当の場合、防災設備の監視・操作等の業務に従事する者は、自衛消防業務に関する講習を修了した者とする。

2 管理権原者は、計画的に前項の講習修了者を育成し、講習受講の促進を図るものとする。

第8章 訓練

(全体の訓練)

第33条 統括防火管理者は、防火対象物全体における訓練を計画し実施する。

- 2 統括防火管理者は、前項の訓練に参加しない事業所の防火管理者に対し、訓練の参加を促すことができる。
- 3 各事業所の訓練は、各事業所の消防計画に定めるところにより実施する。

(訓練の内容)

第34条 訓練は、次の要領で実施する。

- (1) 防火対象物全体で行う訓練は、自衛消防隊本部隊と地区隊が一体となって ○ 月と ○ 月の年2回実施する。
- (2) 統括防火管理者は、前号の訓練を実施する場合は、あらかじめ消防署長に通報する。
- (3) 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施した結果について、訓練内容をチェックし、その結果を講評するとともに、指導事項については、次回の訓練に反映させるものとする。

付 則

この計画は、 ○ 年 ○ 月 ○ 日から施行する。

防火対象物全体についての防火管理業務の委託状況表

該当する箇所をチェックし、該当する箇所のみ記載してください。

年 月 日現在

再受託者の有無		☒ 無 ☐ 一部有 ☐ 全部		通報承認	☐ 無 ☐ 有 (承認番号)
全体についての防火管理業務の一部受託者の氏名及び住所等 〔法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地〕					
氏名 (名称)		住所 (所在地)		電話番号	
担当事務所		所在地		電話番号	
		〇〇警備 相模原市南区相模大野〇丁目〇ー〇 〇〇〇ー〇〇〇ー〇〇〇〇 〇〇営業所 相模原市南区相模大野〇丁目〇ー〇 〇〇〇ー〇〇〇ー〇〇〇〇			
受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲及び方法	常駐方法	範囲	☐ 火気使用箇所の点検等監視業務		☐ 同左
			☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		☐ 同左
			☐ 火災が発生した場合の初動措置		☐ 同左
			☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ 避難誘導 ☐ その他 ()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
	方法	範囲	☐ その他 ()		☐ その他 ()
			常駐場所		
			常駐人員		
			委託する防火対象物の区域		
	巡回方式	範囲	☐ 巡回による火気使用箇所の点検等監視業務		☐ 同左
			☐ 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理		☐ 同左
			☐ 火災が発生した場合の初動措置		☐ 同左
			☐ 初期消火 ☐ 通報連絡 ☐ その他 ()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左
	方法	範囲	☐ その他 ()		☐ その他 ()
			巡回回数		
			巡回人員		
			委託する防火対象物の区域		
遠隔移報方式	範囲	☐ 火災異常の遠隔監視及び現場確認業務		☐ 同左	
		☒ 火災が発生した場合の初動措置		☐ 同左	
		☒ 初期消火 ☒ 通報連絡 ☐ その他 ()		☐ 同左	
		☐ その他 ()		☐ 同左 ☐ 同左 ☐ 同左	
方法	範囲	☐ その他 ()		☐ その他 ()	
		現場確認要員の待機場所		〇〇営業所	
		到着所要時間		〇〇分	
		委託する防火対象物の区域		〇〇の範囲	
		委託する時間帯		〇時～〇時まで	

(備考) 「受託者の行う全体についての防火・防災管理業務の範囲」については、該当する項目の□に✓印を付する。

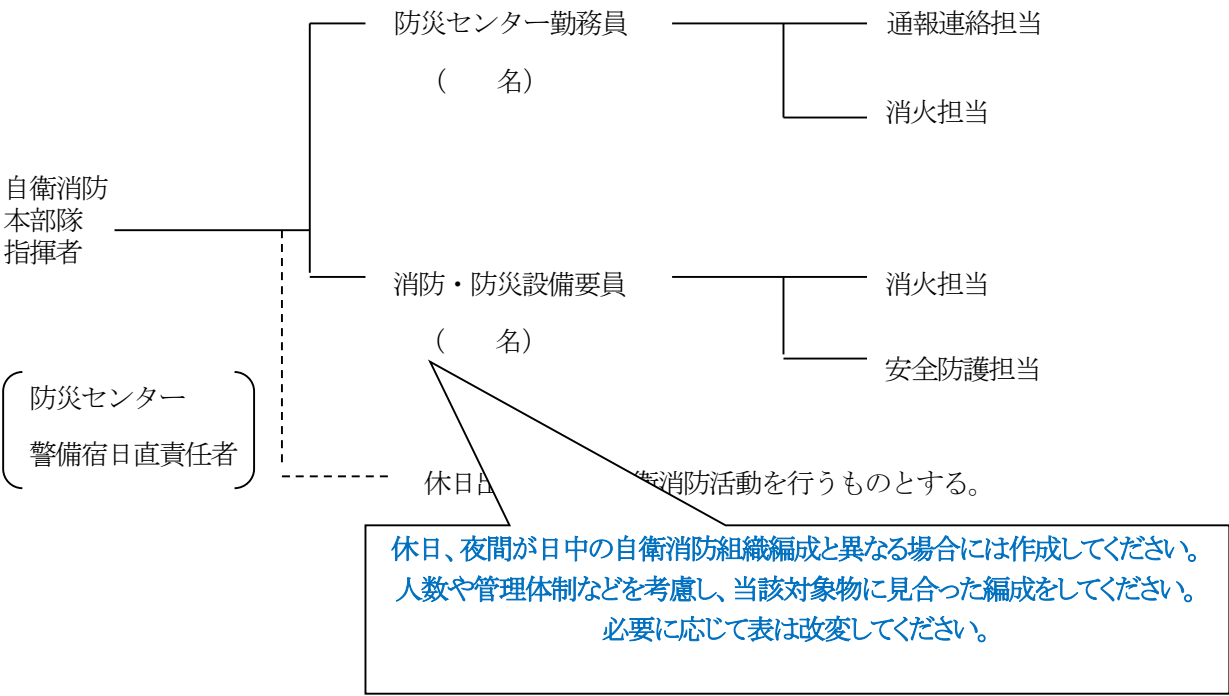
(注) 通報登録番号とは、即時通報など行う警備会社等で相模原市消防局に登録された番号。(未登録は記入不要)

自衛消防隊長		〇〇 〇〇	(自衛消防隊に対する指揮、命令、監督等を行う。)	
隊長の代行者兼副隊長		〇〇 〇〇	(隊長を補佐し、隊長が不在時は、その任務を代行する。)	
本部隊の編成（平常時）		平常時の任務		警戒宣言が発せられた場合の組織編成と任務
				組織編成 任 務
指 揮 班	〇〇 〇〇	1 隊長、副隊長の補佐	指揮班は、情報収集班として編成する。	1 報道機関等により判定会招集情報及び警戒宣言発令に関する情報を収集し、各階に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備、掲示板、携帯拡声器等により在館者に
		2 自衛消防本部の設置		
		3 地区隊への命令の伝達及び情報の収集		
		4 消防隊への情報の提供及び災害現場への対応		
		5 その他指揮統制上必要な業務		
通報連絡班		1 消防機関への通報及び通報の受付	情報収集班として編成する。	5 在館者の調査
		2 館内への非常通報及び指示命令の伝達		
		3 関係者への連絡（緊急連絡一覧表による）		
初期消火班		1 出火階に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事	初期消火班は、点検措置班として編成する。	建物構造、防火設備、避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物施設などの点検及び保安の措置を講ずる。
		2 地区隊が行う消火作業への指揮指導		
		3 消防隊との連携及び補佐		
避難誘導班		1 出火階及び上層階に直行し、避難開始の指示命令の伝達	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	混乱防止を主眼として、退館者の案内及び避難誘導を行う。
		2 非常口の開放及び開放の確認		
		3 避難上障害となる物品の除去		
		4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告		
		5 ロープ等による警戒区域の設定		
安全防護班		1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖	安全防護班は、点検措置班として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
		2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の供給運転停止		
		3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置		
応急救護班		1 応急救護所の設置	応急救護班は、情報収集班として編成する。	上記の指揮班と通報連絡班の任務に同じ。
		2 負傷者の応急処置		
		3 救急隊との連携、情報の提供		

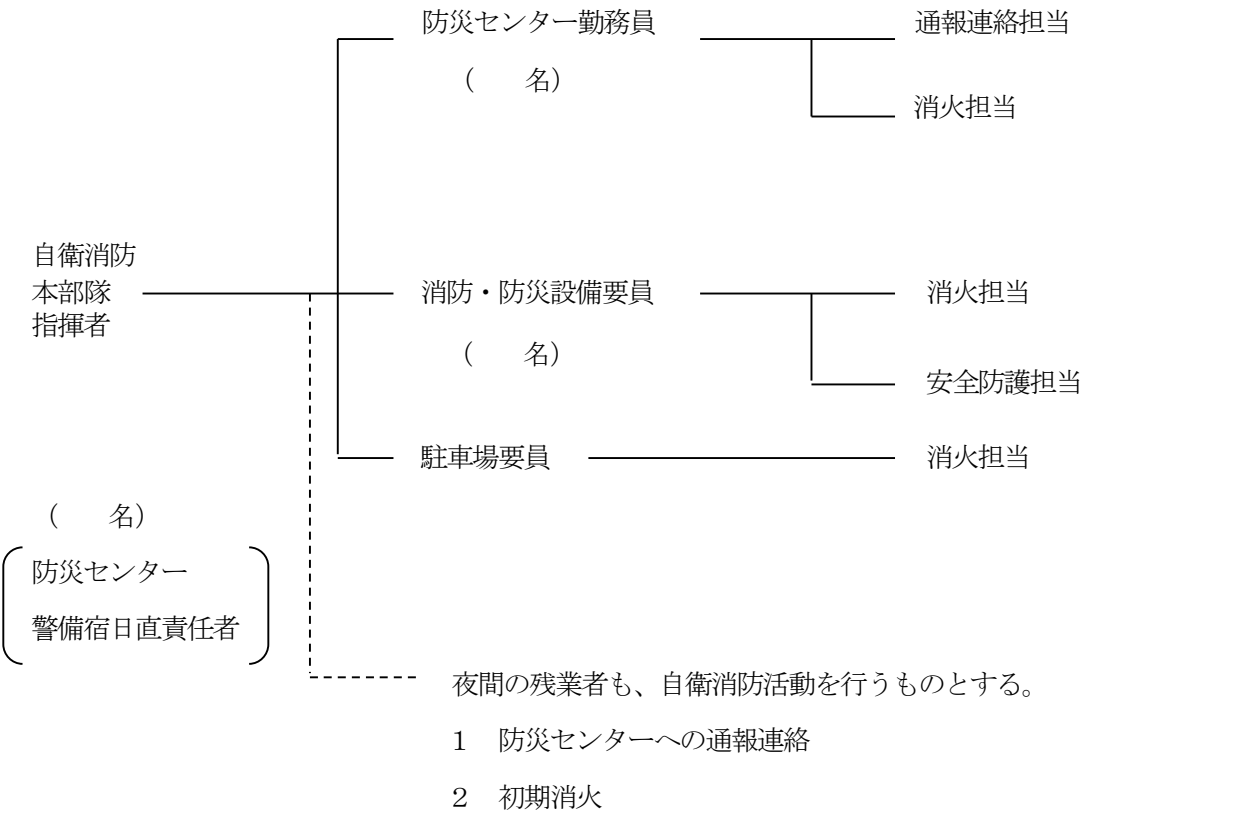
人数や管理体制などを考慮し、当該対象物に見合った編成をしてください。
必要に応じて表は改変してください。

休日、夜間の自衛消防組織編成表

1 休日の指揮体制



2 夜間の指揮体制



管理権原の範囲を明示する図（各階平面図）

※この図面は、複数権原である当対象物の「管理権原の範囲を明示する図」であることから、各管理権原者が、建物のどの部分を管理しているかが分かるように明記してください。

1 の階で複数の管理権原に分かれている場合の例



階別に管理権原が分かれている場合の例

